

施設用地と畜舎の移転登記で酪農経営の第三者継承が無事完了

経営移譲を希望する秦野市の酪農家(K氏)と、県内で経営継承により新規酪農参入を目指すO氏から、それぞれ当所に相談があり、令和2年3月から経営継承に向けた活動を開始しました。経営継承に当たり秦野市酪農事業継承会議(※)を組織し、技術習得支援、認定新規就農者や資金借入に必要な経営計画の作成支援、売買契約のための資産評価支援等を実施しました。

令和3年度にO氏は認定新規就農者となり、日本政策金融公庫から青年等就農資金の融資を受け、K氏から乳牛と機械の移譲を受けて酪農経営を開始しました。但し、牛舎等の施設用地は農業用地地目となっていることから、農業委員会からの土地登記の許可は経営開始から2年後となり、牛舎及び施設用地は令和5年度当初に売買契約することとなりました。

この間、当所はO氏を農業セミナー生に位置づけ、定期的に牛舎を訪問し、繁殖成績向上のための飼料給与や牛群調査、牛舎環境の測定による暑熱対策の指導、牛舎施設の補修や更新の助言など、O氏が酪農経営を軌道にのせるための支援を継続してきました。令和3年度以降は飼料価格の高騰等により、酪農は過去に経験したことのない厳しい経営環境となりましたが、O氏は計画通りの収支で乗り切ることができました。

令和5年度の牛舎及び施設用地の売買契約に向けて、当所では売買契約書の作成や契約に係る事項を司法書士と調整する等の支援を行い、売買契約書の内容についてK氏とO氏に調整を図るとともに、用地の移転登記のために農業委員会等と調整を図りました。

その結果、7月24日にK氏とO氏との間で施設用地及び畜舎の売買契約締結および移転登記が終了し、酪農経営の第三者継承が無事完了しました。

K氏からは「高卒で就農し、半世紀以上携わった酪農をO氏に経営継承できたことは、酪農振興からもたいへん嬉しく感じると同時に安堵感もある。」とのコメントがあり、O氏からは「酪農経営が神奈川県で始められて嬉しく思う。これがスタート地点と思い、気を引き締めたい。また、農業高校等の研修生を受け入れて後継者育成を進めたい。」と意欲的なコメントがありました。

※市役所、都市農業支援センター、農業委員会、日本政策金融公庫、当所が構成員

O氏の酪農経営が経営計画どおりに進むように支援をしていきます。



売買契約を交わしたK氏(右)とO氏